

2016年2月26日

法制審議会答申から20年、民法改正を求める声明

選択的夫婦別姓制度導入や再婚禁止期間短縮などの民法改正案要綱が、法務大臣の諮問機関である法制審議会から1996年2月26日に答申され、今日でちょうど20年が経過しました。答申当時は、政府提出法案として法改正されるものと期待しましたが、強硬な反対派により法案提出は見送られました。

この間、家族についての考え方やライフスタイルは更に変化し、答申内容が部分的に改正されました。2011年の民法改正では、協議離婚において定めるべきものの具体例に、面会交流や養育費の支払いが条文上明示されました。また、最高裁が2013年9月、婚外子相続分規定を違憲と判断したことから、同年12月、相続差別解消の民法改正が行われました。

一方で、法改正されない規定も少なくありません。婚姻最低年齢については、与党の女性活躍推進本部が男女同年齢とする提言を昨年6月にまとめましたが、現在まで提出予定法案にはなっていません。また、女性の再婚禁止期間については、昨年12月、最高裁が100日を超える部分のみを憲法違反と判断したことから、再婚禁止期間短縮の民法改正が予定されていますが、撤廃ではないため、女性への差別規定は存続する見込みです。さらに、選択的夫婦別姓については根強い反対がある上、最高裁が昨年12月、女性に偏る不利益を認めながら、夫婦同姓規定を合憲と判断し、議論を国会に委ねたため、法改正は極めて厳しい状況です。

国連女性差別撤廃委員会は、今月16日の政府報告審査で、法改正を行わない日本政府に苛立ちを募らせ、厳しい質問を繰り返しました。3月4日の会期末には、これまで以上に厳しい勧告が出るものと思われます。日本政府が差別的な国内法を国際基準に適合させなければ、人権後進国のレッテルを貼られかねません。

mネットは、婚姻最低年齢の男女平等化、選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間の撤廃などの民法改正が一日も早く実現することを強く望みます。